

関東学院大学国際文化学部FD委員会規程

(2008年4月24日制定)

(目的)

第1条 国際文化学部がその教育理念並びに教育目標に基づいて行なう授業改善及び教育環境改善の活動を促進することを目的として、国際文化学部教授会規程第7条に基づき、国際文化学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるFDとは、Faculty Developmentの略称であつて、国際文化学部における組織的な授業改善、教育改善の活動をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教務主任
- (3) 学科長
- (4) 学科選出の学部FD委員
- (5) 上記の他、学部長が指名する委員を加えることができる。

2 委員会に委員長を置く。委員長は学部長が委員の中から選出する。

(任期)

第4条 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる者の任期はその職の在任期間とする。第4号及び第5号に掲げる者の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、委員長が招集し議長となる。
- (2) 委員会は、適宜開催する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会は、高等教育研究・開発センターと適宜連携する。

(任務)

第6条 委員会は、国際文化学部における教育の質の向上を図り、次の事項について審議し、適宜教務委員会及び教授会に報告ないし提言を行なう。

- (1) FDに係る学内外の情報収集に関する事項
- (2) 教員の授業改善への取り組みを促進することに関する事項
- (3) 授業評価をはじめとする学生の勉学実態、要望を把握することに関する事項
- (4) 学生に取得させようとする諸資格及び資格試験に関する事項
- (5) その他、FDの推進に必要な事項

(議事録)

第7条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、委員長が作成し、学部庶務課長が保管するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年2月17日に改正し、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年2月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。